

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)）

件 名 小松空港航空灯火施設維持工事(平成29年度～平成32年度)

開 札 年 月 日 平成29年11月21日 （ 落札決定日平成29年12月7日 ）

入 札 執 行 官 署 大阪航空局

落 札 金 額 ￥ 128,520,000 -

落 札 者 北陸電気工事株式会社

予 定 価 格 ￥ 128,789,290 -

積 算 額 ￥ 128,789,290 - 入札書比較価格（予定価格の100/108） ￥ 119,249,343 -

調 査 基 準 価 格 ￥ 115,910,361 - 調 査 基 準 価 格 の 100/108 ￥ 107,324,409 -

基 準 評 価 値 83.857

第 1 3 回見積 成立

入札参加者	評 価 点 (満点160点)	第 1 回入札			第 2 回入札			摘 要
		入札金額	評 価 値	評 価 値 ≥ 基準評価値	入札金額	評 価 値	評 価 値 ≥ 基準評価値	
北陸電気工事株式会社	151.2	121,800,000	-	-	121,650,000	-	-	

※ 入札金額は入札者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※ 予定価格（入札書比較価格）の範囲内の入札金額であり、評価値の最も高い者を落札者とする（なお、その範囲に満たない入札金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回入札の入札金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)） 「見積徴取の経過」

件 名 小松空港航空灯火施設維持工事(平成29年度～平成32年度)

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点160点)	第1回見積徴取			第2回見積徴取			第3回見積徴取			第4回見積徴取			第5回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
北陸電気工事株式会社	151.2	121,500,000	—	—	121,300,000	—	—	121,100,000	—	—	121,000,000	—	—	120,800,000	—	—	
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点160点)	第6回見積徴取			第7回見積徴取			第8回見積徴取			第9回見積徴取			第10回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	見積金額	評価値	評価値 ÷ 基準評価値	
北陸電気工事株式会社	151.2	120,600,000	—	—	120,400,000	—	—	120,200,000	—	—	120,000,000	—	—	119,800,000	—	—	

※ 第二回入札で不調となったため、予決令第99条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。

※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。

※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。

※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。

競争入札経過調書（総合評価落札方式(除算方式)） 「見積徴取の経過」

件 名 小松空港航空灯火施設維持工事(平成29年度～平成32年度)

入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者	評 価 点 (満点160点)	第 1 1 回見積徴取			第 1 2 回見積徴取			第 1 3 回見積徴取			第 1 4 回見積徴取			第 1 5 回見積徴取			摘 要
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	
北陸電気工事株式会社	151.2	119,600,000	—	—	119,400,000	—	—	119,000,000	127.058	○							成立
入札参加者のうち随意契約における 見積徴取への参加意志のあった者		第 1 6 回見積徴取			第 1 7 回見積徴取			第 1 8 回見積徴取			第 1 9 回見積徴取			第 2 0 回見積徴取			
		見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	見積金額	評価値	評 価 値 ≧ 基準評価値	

- ※ 第二回入札で不調となったため、予決令第99条の2に規定する随意契約手続きに移行することし、入札に参加した者（辞退した者等を除く。）のうち、上記の参加意志のあった者により見積徴取することとした。
- ※ 見積金額は見積提出者が見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額である。
- ※ 予定価格の範囲内の見積金額であり、評価値の最も高い者により成立するものとする（なお、その範囲に満たない見積金額の場合は、各点数を表示しない。）。
- ※ 評価値は、評価点を各回見積徴取の見積金額（億単位換算）で除して算出する（小数点以下第3位まで表示）。